

# 一般財団法人 函館市学校給食会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人函館市学校給食会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道函館市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、函館市内における小学校、中学校等への学校給食用物資の安定供給を通して、学校給食の充実発展に努め、もって児童生徒の健全な心身の育成と発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校給食用物資の安定供給に関する事
- (2) 学校給食用物資の安全確保及び衛生管理に関する事
- (3) 学校給食に関する調査研究を行う事
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事

(機関の設置)

第5条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会、監事を置く。

## 第2章 財産及び会計

(財産の拠出)

第6条 設立者は、別表の財産を、当法人の設立に際して拠出する。

(基本財産)

第7条 当法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、当法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第8条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

い。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項各号に掲げる書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、この定款を主たる事務所に備え置き、同様の閲覧に供するものとする。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(評議員)

第11条 当法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下、「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の終了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場

合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

## 第2節 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の帰属先の決定
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集権者)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 評議員は、理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第19条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面、又は電磁的方法をもって招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会において評議員の互選により定める。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、議決に加わることができない特別の利害関係を有する評議員を除いた評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができない特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名が記名押印する。

## 第4章 役員等及び理事会

### 第1節 役員等

(役員を設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第26条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長，副理事長及び常務理事は，理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は，当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち，理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は，理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても，同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は，理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても，同様とする。

#### (理事の職務権限)

- 第27条 理事は，理事会を構成し，法令及びこの定款で定めるところにより，当法人の業務の執行を決定する。
- 2 理事長は，当法人を代表し，当法人の業務を執行する。
  - 3 副理事長は，理事長を補佐する。
  - 4 常務理事は，理事長を補佐し，当法人の業務を執行する。
  - 5 理事長及び常務理事は，毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上，自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は，理事の職務の執行を監査し，法令で定めるところにより，監査報告を作成する。
- 2 監事は，いつでも，理事及び事務局の職員に対して，事業の報告を求め，この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

- 第29条 理事の任期は，選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし，再任を妨げない。
- 2 監事の任期は，選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は，前任者の任期の残存期間と同一とする。
  - 4 理事又は監事は，第25条に定める定数に足りなくなるときは，辞任又は任期満了後においても，新たに選任された者が就任するまでは，なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

- 第30条 理事又は監事が，次のいずれかに該当するときは，評議員会の決議によって解任することができる。ただし，監事を解任する場合は，議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し，又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため，職務の執行に支障があり，又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬を支給することができる。その額については、評議員会の承認を要する。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。なお、この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定めるものとする。

## 第2節 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項等の決定
- (2) 当法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (5) 規程及び規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合は、理事会の開催日の7日前までに、各理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面、又は電磁的方法をもって招集の通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、議決に加わることができない理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成にかかる職務を行った理事の氏名を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第38条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。  
2 当法人の目的及び事業並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第41条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。  
2 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第6章 公告の方法

(公告)

第43条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第7章 事務局

(設置等)

第44条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。  
2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。  
3 事務局長及び職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。  
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第8章 附 則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(設立時評議員)

第46条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	沢田紀之	一戸裕之	笠島美教
	福井順一	木村利香	

(設立時役員等)

第47条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事並びに設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	山本良子	廣瀬貴久	高橋一郎	瀧澤智子
	安井睦美	美ノ谷貴宏	清水陽子	
設立時代表理事	山本良子			
設立時監事	松岡利夫	相馬礼子		

2 当法人の最初の理事長は山本良子とする。

(最初の事業計画等)

第48条 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第9条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第49条 当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立者)

第50条 設立者は、次のとおりである。

設立者	函館市
	市長 工 藤 壽 樹

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。



別表 基本財産（第7条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	株式会社北洋銀行函館中央支店 金300万円